

平成25年1月
市川市定例教育委員会会議録

○

○

市川市教育委員会

平成25年1月定例教育委員会会議録

1 日 時 平成25年1月10日(木) 午後3時30分開議

2 場 所 第5委員会室

3 日 程

- 1 開会
- 2 会期の決定
- 3 議事日程の決定
- 4 委員長職務代理者の指定
- 5 会議録署名委員の指名
- 6 議案第25号 第2期市川市教育振興基本計画策定方針の制定について
- 7 その他
- 8 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第25号 第2期市川市教育振興基本計画策定方針の制定について
- 2 その他 (1) 12月市議会定例会について
(2) 平成24年度学校版環境ISO認定式の開催について

5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 美美子
中村 ふじ江
内田 茂男
田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	生涯学習部次長	千葉 貴一
教育政策課長	大野 英也	就学支援課長	伊藤 三郎
教育施設課長	金子 登志夫	指導課長	平山 健次
保健体育課長	水嶋 雅	教育センター所長	山元 幸惠
生涯学習振興課長	丸山 賢治	地域教育課長	鈴木 栄司
公民館センター長	秋本 賢一	中央図書館長	松本 雅貴

自然博物館長 宮田 明吉 映像文化センター所長 加藤 久雄

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹	水越 英明
"	主幹	福田 修
"	副主幹	近藤 孝子
"	副主幹	宮内由美子
"	副主幹	岡田 靖弘
"	副主幹	関原 一久

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成25年1月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、お配りした日程に従い議事を進めます。委員長職務代理者の指定に入ります。吉岡委員の御逝去により、委員長職務代理者が不在となりましたので、新たに指定する必要があります。法第12条第4項及び会議規則第6条の規定により委員長職務代理者の指定を行います。指定の方法は指名推薦を用いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。それでは、どなたがよろしいでしょうか。御推薦をお願いいたします。

○ 中村委員

急なことで本当に残念でなりませんが、こういうときにこそ御経験豊富でいらっしゃる五十嵐先生にお願いしたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

皆様はいかがでしょうか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

御異議がないようですので、五十嵐委員、職務代理をお願いできますでしょうか。

○ 五十嵐委員

お引き受けいたします。

○ 宇田川委員長

ありがとうございます。五十嵐委員を委員長職務代理者に指定いたします。任期は本日より平成26年1月9日までとなります。五十嵐委員、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

——五十嵐委員長職務代理者の挨拶——

○ 宇田川委員長

ありがとうございます。次に会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、中村委員、内田委員を指名いたします。続きまして、議案に入ります。議案第25号 第2期市川市教育振興基本計画策定方針の制定についてを議題といたします。提案理由の説明

を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程では1ページから4ページまででございます。初めに、1ページをお願いいたします。本議案の提案理由でございますが、教育基本法の規定に基づき平成26年度以後の本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、その方針を定める必要がありますことから提案をさせていただくものでございます。次に、2ページをお願いいたします。まず第2期の教育振興基本計画を策定する趣旨でございます。本市では、教育基本法の基本理念を踏まえ、平成21年3月に教育振興基本計画を策定したところでございます。現行計画の計画期間は平成21年度から25年度までの5年間でございまして、25年度、来年度をもって満了いたしますことから、先ほども申し上げましたとおり26年度以後の計画を新たに策定する必要がございます。これまで現行計画に基づきさまざまな施策を展開してきたところでございますが、次期計画におきましては、現行計画の評価に基づく施策の改善を図るとともに、近年の少子高齢化や東日本大震災などの急速に進行する社会情勢の変化などにも柔軟に対応していきたいと考えております。これらを踏まえまして、第2期の計画の方向性をお諮りするものでございます。次に、3ページをお願いいたします。次期計画の概要でございます。初めに計画の構成でございますが、そちらのアからキに記載させていただきましたとおり、現行計画を継承しつつ部分的に変更を加えてまいりたいと考えております。まず、計画の名称でございますが、これは現行計画を基礎として考えてまいります。次に、現状と課題でございますが、次期計画では現状と課題を追加記載したいと考えております。現行計画におきましても、もちろんその基本理念等につきましては、本市の現状と課題を把握した上で設定したところでございますが、それを計画には記載しておりませんでした。そこで、次期計画では、それによって解決すべき教育課題を示した上で、その解決策を体系的に示すために、本市の現状及び教育課題を記載してまいります。次に、基本理念、基本的な考え方、基本的方向でございますが、これは現行計画を継承いたします。現行計画の基本的な方向につきましては、その上位計画でございます市川市総合計画の第二次基本計画に記載されておりますことから、それとの整合性を図る必要がございますので、現行計画を基礎といたします。次に、施策につきましては、現行計画を継承しつつ、教育課題に対応した施策を設定いたします。現行計画を基礎として施策の方向を設定したことから、施策も現行計画を基礎とはいたしますが、施策の達成状況によりましては、施策の削除または追加を行いまして、また新たな教育課題に対する施策を追加してまいりたいと思っております。なお、自主事業及び施策を支えるその他の取り組みについては削除いたしたいと考えております。さらに、現行計画では実施計画編といたしまして基本計画の実現に

○ 向けた施策の具体的な方策を定めておりましたが、教育振興基本計画では、教育の振興のための施策に関する基本的な計画とされておりまして、具体的な実施事業の記載までは求められておりません。また、中長期的な事業計画を定めることによりまして、毎年度行うべき実施事業の点検及び評価に基づく改善が停滞したり、実施事業の硬直化を招くおそれがあるほか、東日本大震災のような社会情勢の急速な変化への対応を計画に反映することができないこともあります。そこで、実施事業につきましては、社会状況の変化に柔軟に対応ができるようにするために、計画には掲載せずに毎年度末に次年度の重点事業を策定して公表することいたします。最後に、施策の評価に用いる成果目標につきましては、その設定数を縮減とともに、目標値は、計画期間の最終年度についてのみ設定をいたします。現行計画のように成果目標数が多いほうが施策の効果を的確に把握はできるという反面、市民にとっては本市教育行政の評価が複雑で困難になったようにも思われます。また、近隣市区及び政令市における成果目標の設定数等を踏まえまして、次期計画の成果目標の設定数は現行計画よりも縮減してまいりたいと考えております。なお、現行計画の成果目標でございますが、最終年度の目標をベースに、各年度に比例配分したものがこれまで多くありますと、各年度の成果目標として適当であったかは若干疑問があったところでございます。また、ほかの自治体におきましても計画期間最終年度について成果目標を設定しているところが多い状況がございます。これらを踏まえまして、成果目標は次期計画期間の最終年度を見据えて設定するということにいたします。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検及び評価につきましては、計画期間の最終年度までの期間を考慮した評価も可能でございますので、毎年度設定する必要性ではないものと考えてございます。次に、(2)の計画の期間でございますが、国でも、現在第2期の教育振興基本計画を策定中ということでございます。その中で国の次期計画の実施期間は平成25年度から平成29年度までの5年としてございますので、本市の次期計画につきましても国の計画を参照する必要がございますことから、1年のおくれは出ますものの、同じ5年という期間とすることが適当であると考えられますので、次期計画の計画期間は平成26年度から平成30年度までの5カ年としたいと考えております。次に、3の策定体制等でございます。次期計画の策定につきましては、この策定方針の議決をいただきました後に、第2期市川市教育振興基本計画の策定会議設置要綱を制定いたします。その上で、第2期市川市教育振興基本計画策定会議及び基本計画策定作業部会を設置いたしまして、2期計画の原案の作成に着手いたします。その原案の内容につきましては、定例教育委員会での御報告、議決をいただきました後に、教育委員会の附属機関でございます教育振興審議会に諮問をした上で答申をいただくという手続を経まして策定の運びとなります。なお、第2期市川市教育振

○ 興基本計画策定会議のメンバーにつきましては、教育次長を筆頭に教育委員会の各部長、次長及び各部の筆頭課長並びに市長部局の関連次長などを予定してございます。また、作業部会のメンバーといたしましては、教育委員会の各所属長の推薦を受けた者を予定してございます。なお、審議会に加えまして、市民参加の一環といたしましてパブリックコメントも行ってまいります。最後に、計画の策定期間といたしましては、昨年の12月から既に検討に入っておりますけれども、26年3月までを予定しているところでございます。最後に、今後の主な策定スケジュールでございます。4ページをお願いいたします。スケジュールにつきましては、その表に記載のとおりでございますが、先ほど御説明いたしましたように定例教育委員会でこの策定方針の議決をいただきました後に、策定会議及び作業部会で原案の作成を行ってまいります。その原案をまた定例教育委員会で議決をいただきまして、この4月には教育振興審議会へ諮問いたしまして、その後、審議会で審議をしていただいた後に、成果目標に係る現状調査結果に基づいて第2次案を作成いたしまして、審議会に追加提出したいと考えております。その上で、来年1月には答申を審議会からいただきまして、教育委員会で策定を決定していただいた後、26年4月の施行という運びになります。以上、第2期市川市教育振興基本計画策定方針の制定について御説明をさせていただきました。説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 内田委員

私は政府の審議会とかいろいろ参加していたのですけれども、大体半年で終わるのですよね。今度、安倍さんがやるやつも半年でつくる。大体そうなのです。これは1年ちょっととかけるわけですけれども、これはこれで非常によい面もあると思いますけれども、これに反対ではなくて、感想としては、もうちょっと簡素にできないのかなという気がします。期間をもうちょっと短縮し、議論をある程度集中的にやって結論を出す。ちょっとと長過ぎると、何でこんなに長くする必要があるのかなとずっと前から思っていました。これは感想でございます。

○ 教育政策課長

期間につきましては、審議会への諮問、答申という形をとらざるを得ない部分がございまして、審議会での審議が中心になってくると思います。その中で委員さんとの日程調整等、お忙しい方が多い面もございまして、なかなか短期間に集中してはできないのが実態でございまして、できるだけ早目にはしたいと考えてございます。

○ 宇田川委員長

確かに日程的になかなか厳しいところがありますね。

- 教育政策課長 どうしても委員の半数以上は出席が必要ということがございますので。
- 宇田川委員長 私から 1つ聞きたいのは、目標値を最終年度だけに置くということですね。今までよりも単年度で評価していくというのではなくて、この5年間で目標を達成していこうというのが基本的な考え方になるわけですね。
- 教育政策課長 これまでの成果指標、目標についても、最終年度を見据えて最終的な数値を決定しておりました。その間、按分みたいな形で、この年度はここまでというふうにやっていったのですけれども、それが果たして妥当かどうかは審議会の中でも、また教育委員の皆さんに御意見をいただいた中でも御議論はあったところでございます。評価につきましても、例えば最終年度がここまで行かなければいけないので、今年度はこの辺まで行っていれば妥当ではないかという評価の仕方を点検評価ではしていきたいと考えておりますので、機械的な按分になってしまったら、ほかの自治体でもそれが多いのですけれども、最終年度だけの目標値を据えて、それに向けて単年度ごとに進捗状況を見ながら、また目標値を具体的に考えていくほうがよろしいのではないかと思っております。
- 宇田川委員長 私も5年やってきて見ていて、ちょっと細か過ぎたのかなという感じで、計画を立てて、それが単年度でその後評価云々というのは意味があるのか、そこまでたたき上げなくともいいのではないかということで、今回の最終目標を掲げてやることには大賛成です。
- 教育政策課長 これまで実施計画編を前期、後期でつくってまいりまして、それがその当時はいいということで編んだところでございますけれども、やはりどうしてもルーチンに近いような事業も盛られていたということで、果たしてここまで毎年評価する必要があるのかという部分もあると思います。ですから、今度実施するようになります重点的なものを年度末に翌年度の分を示してやっていくという形がよろしいのではないかという考え方でございます。
- 宇田川委員長 他に質疑がないようですので、議案第25号を採決いたします。御異議はございませんか。
- 他の委員 異議なし。
- 宇田川委員長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)12月市議会定例会について説明してください。

○ 教育次長

議事日程の5ページから10ページまでとなっております。会期は平成24年11月30日金曜日から12月12日水曜日までございました。2番目の「教育委員会が答弁した議案質疑」と書いてありますけれども、実際は工事を担当しております管財部で答弁をしたわけですけれども、市川市鬼高小学校外1校校舎耐震補強工事請負契約について、これは2校一括で発注しているのですが、一括発注とした理由、背景という御質問でございました。管財部の答弁としましては、企業側が参入しやすい環境を整えるために、地域性を踏まえて2校の耐震補強工事を集約したという答弁をしております。なお、この設計施工一括発注方式という耳なれないことが書いてありますけれども、これは学校施設の耐震改修が全国的に一斉に始まったことから、建物の構造のわかる設計技師が不足したことから、通常は設計と工事は別々に発注するのですが、設計の委託が何件か続けて不調という事態がありました。そういうことから、ゼネコンの設計部門を活用しようということで設計と施工を一括で発注をする。これは全部の工事ではないのですけれども、一部でそういうものを取り入れてきました。ただ、この方式ですと市内業者がとりづらいとかあるので、市内業者向けに区分をしてやっていくのですが、こういった契約をすると、こういった質問がされるということがございます。次の3番目的一般質問ですけれども、12月議会は全体的に質問者が通常より10人ほど少ない状況で23名でございました。したがいまして、教育委員会に関連する質問も若干減りまして、ここの資料の中には一部ほかの部が答弁したものも含めておりますが、9名の方から出されて、大きく分けた質問項目では10件となります。主なものを申し上げますと、防災教育が2件、通学路の安全が1件、学校ＩＣＴが1件、幼児教育が1件、保育園の待機児童の関係が1件、その他が4件となっています。今回は放射能関係、いじめ関係の質問はありませんでした。主なもののみ御説明をしたいと思います。まず最初に申し上げました防災教育でございますが、これは3番の西村議員と12番の浅野議員から御質問がありまして、1つは特別支援学校での防災教育はどうなっているのだという御質問でした。答弁としましては、市川市立須和田の丘支援学校、県立市川特別支援学校、それから新しくできました特別支援学校市川大野高等学園で行っている避難訓練等の内容、あるいは保護者への引き渡しの方法、また、連絡体制として一斉メール配信システムの活用などについて答弁をしております。もう1点は、大震災のありました3月11日を防災教育の日として制定することは御存じのとおりですけれども、その制定することについて、学校の中の計画とか防災教育、あるいは防災担当教員の設置についての御質問がありました。答弁としましては、防災の日に必ず実施する内容としましては、全校集会、または朝会での黙祷、各学級での指導、防災に関連した給食の実施、県から配布されております地震防災マニュアルによ

る対応や、防災責任者として学校内では主に教頭を位置づけているといった答弁をしております。2番目の通学路の安全につきましては、12番の浅野議員から1点ありますと、通学路の安全点検と危険箇所の改善について、今後も取り組んでいくのでしょうかという趣旨の御質問です。答弁としましては、学校、教育委員会、道路管理者、所轄警察署による合同点検を8月中に終了した旨、その結果、対応が必要な109カ所については11月末時点で既に完了が40カ所、実施途中24カ所、今後の改善を予定しているものが45カ所という答弁をしております。また、今後も安全点検には重点的に力を入れて取り組んでいく旨を答弁しております。それから、3番目の学校ICTは7番の宮本議員からの御質問でございます。学習支援システムの現状と今後の取り組みについてということで、これまでの調べ学習等における情報検索等の現在の活用例を紹介するとともに、今年度中に学習支援システムが新しくなりますので、そういうものを活用できる機器が導入されることを御説明しています。また、このシステムの導入に伴いまして、システム全体の活用方法に関して研究、検証を行うモデル校を、名前が載っておりますが、6校を指定して重点研究をしていくことを答弁しております。4番目の幼児教育が1件御質問がありました。13番の松永議員ですが、内容的には市立幼稚園に関する部分と公私間格差についての御質問が主たるものであります。市立幼稚園の今後の展望と公私格差の是正につきましては、主に二俣のところに関心を持たれておりますので、国の削減計画で宿舎の廃止リストの中に入っている二俣の防衛省などの宿舎の今後の動向について、情報収集に努めていくことを答弁しております。また、私立と公立の幼稚園の公私格差の是正につきましては、要望はいただいておりますけれども、財政状況から厳しい旨を答弁しております。同じ松永議員で、これはこども部から答弁をしていますが、子ども・子育て関連三法に係る質問がありました。その内容に若干触れますと、法律に伴ってこども部では25年度の前半に地方版の子ども・子育て会議を設置すること、25年度の後半には子ども・子育て支援事業計画を策定するための調査をすること、26年度前半に子ども・子育て支援事業計画を策定することなどを答弁しております。最後に保育園の待機児童ということですけれども、これは2番の宮田議員からの御質問ですが、市内の公の施設を保育園の待機児童ゼロを目指すために活用できないか。特に学校の余裕教室を活用できないのかという御質問でした。確かに子供の数は昭和63年ごろからと比較すると学級数、児童数ともに減少していますけれども、現在やっています少人数指導、あるいはコンピューターの導入など教育内容や教育方法が変化をしてきたこと、それから、放課後保育クラブなど、もう既に幾つかの転用をしていることなどから、実際の余裕教室はかなり限られております。また、文科省の進めます35人学級の導入などがさらに進んでいくことを考えると、平成30年ごろまでは転用については慎重な対応をとらざるを得ないという

答弁をしております。ただ、これは保育園に限らず、所管部から活用したいという要請があった場合には、条件が満たされる学校については教育活動に支障の出ない範囲で学校施設の有効活用について協議をしていく考えであるといった答弁をしております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。

○ 中村委員

今の話には出てこなかったのですが、20番の小中一貫教育について、27年度の開設を目指すということですけれども、一貫校になった場合は、学校生活の上で具体的に今の状況と子どもたちはどのように変わるのでしょうか。

○ 教育次長

具体的に小中一貫校の全国的な展開を見ていると、施設が一緒になるとか、隣接して連携をとるとか、あるいはカリキュラムも指導要領に基づかない独自なものをやっていくのか、あるいは沿っていいろいろなイベントと一緒にやっていくのか、そういう形がさまざまやられているのが実態かと思います。市川市の小中の一貫教育がどういう形でいくのかというのは、まだ細かいところまでは詰まっていない状況で、るべき作業に取り組んでいったときに最短で2年は最低かかりますというような感じの答弁の内容です。目指すということになっていますけれども、努力はしていきますけれども、27年度に必ずできるのかどうかというのは、今後検討してみないとわからない部分です。いろいろな地域の方のお声もあるでしょうから、いろいろな動きもあるみたいです。

○ 中村委員

ということは、一貫校にするという意味はどこにあるのですか。人数が少ないからということだけなのでしょうか。

○ 教育次長

それも1つあります。学校の活性化を図るというのもあるでしょうし。

○ 五十嵐委員

この間、塩浜中に行ってきたのですね。そしたら、塩浜小で6年生だったお子さんが、小学校6年生で下級生の面倒を見たり、最上級生として活躍したかったのですが、どういうわけか、その年は小中合同の運動会になってしまって活躍する場がなくて、とても残念だった。小中一貫で運動会をやるのも、自分たちとしては、発揮できなくて残念だった。中学生は中学生で、文化祭も合同でやると、どこにどう合わせていいのかわからないし、本来、中学生としての発揮すべきところが発揮できるのかどうかとか、実際やってみた生徒の意見です。私たちはたまたまそういう意見を聞きに行く機会だったものですから、その辺の子どもの発達段階とかその辺のとらえ方は大事です。

- 教育次長

確かにそういう問題があると書かれている本も出ていますよね。
- 五十嵐委員

一発ばんと来たなと思って、思いも寄らない。子どもたちにしたらそうですね。
- 宇田川委員長

なかなか難しい問題ですよね。私もおととし運動会を合同でやりましたよね。あれを見に行って、非常にほほ笑ましく、合同でやるのはすばらしいものだと感想はそう思っていたのですけれども、1年後に話を聞くと、子どもたちは意外と自分たちの発揮する場がなかったとか、いろいろな角度から見ないとなかなか難しいのかなという気はします。
- 五十嵐委員

幅があるからね。
- 宇田川委員長

次に、(2)平成24年度学校版環境ISO認定式の開催について説明してください。
- 指導課長

1月24日木曜日、午後3時15分から学校版環境ISO認定式を行います。この事業は、各学校の児童生徒、教職員、保護者がマネジメントサイクルにのっとりまして、自分たちの学校に合った環境に優しい活動や環境学習に取り組み、環境意識を高め、自らが定めた環境方針に基づいて行動できるようしていくというものですございます。今年度も継続指定校5校と新規指定校5校の合計10校が工夫しながら取り組み、指導課によります12月の監査では、全校が適合の判定を受けることができました。新規指定校では、各学校が工夫を凝らし、省エネルギー、省資源活動を実践したり、各教科の中に環境教育を位置づけたり、また、クリーン作戦やプルタブ、ペットボトルキャップの回収等を展開し、児童生徒、教職員、保護者が一体となった活動を行っております。認定式におきましては、2年目の指定校であります鬼高小学校、稻荷木小学校、第六中学校、大洲中学校、妙典中学校による取り組みの報告が行われます。また、新規指定校の宮田小学校、二俣小学校、大洲小学校、第四中学校、第七中学校に認定証が授与されます。環境教育の重要性が増しております中、教育委員の皆様方もぜひ御臨席の上、子どもたちの取り組みに対して御指導いただければと思っております。以上でございます。
- 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で本日の議事は全て終了いたしましたが、皆様から何かございますか。
- 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これをもちまして平成25年1月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時15分閉会)

○

○

署名委員

委員長

宇田川道

委員

中村　弘江

委員

大庭茂男